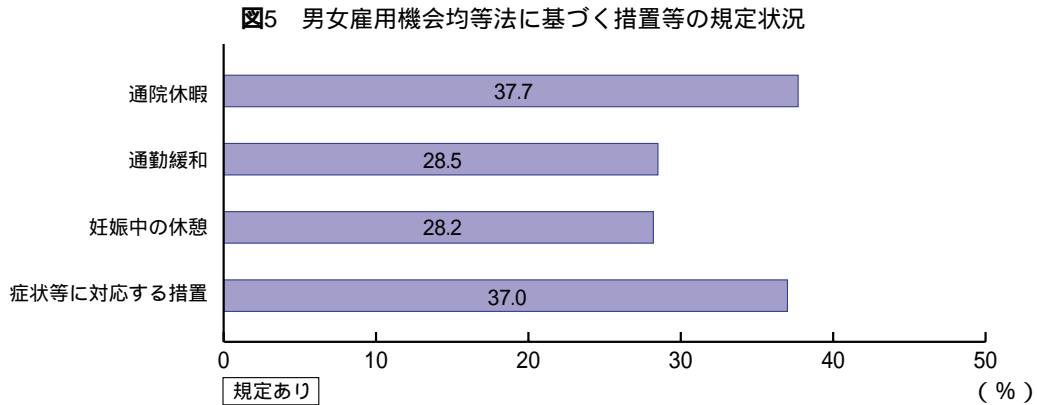


職場における母性健康管理の現状

1. 母性健康管理措置の規定状況

妊産婦の通院休暇制度を規定している事業所は37.7%、通勤緩和は28.5%、妊娠中の休憩は28.2%、妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置については37.0%となっています。(図5)

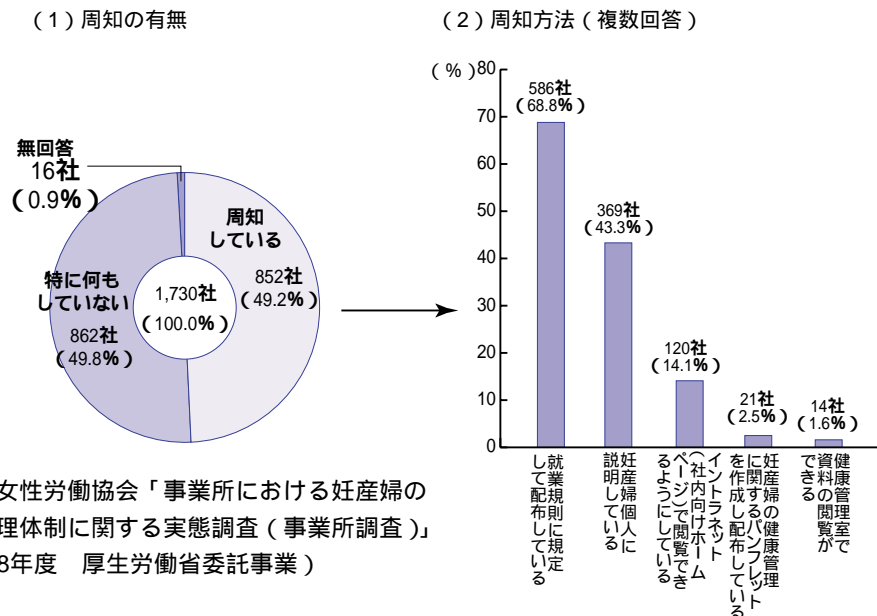


資料出所：厚生労働省「平成16年度女性雇用管理基本調査」

2. 事業所の制度の周知方法と女性労働者にとって有効な方法

母性健康管理の措置を周知している事業所は49.2%で、周知方法は「就業規則に規定して配布している」68.8%、「妊産婦個人に説明している」43.3%となっています。(図6)

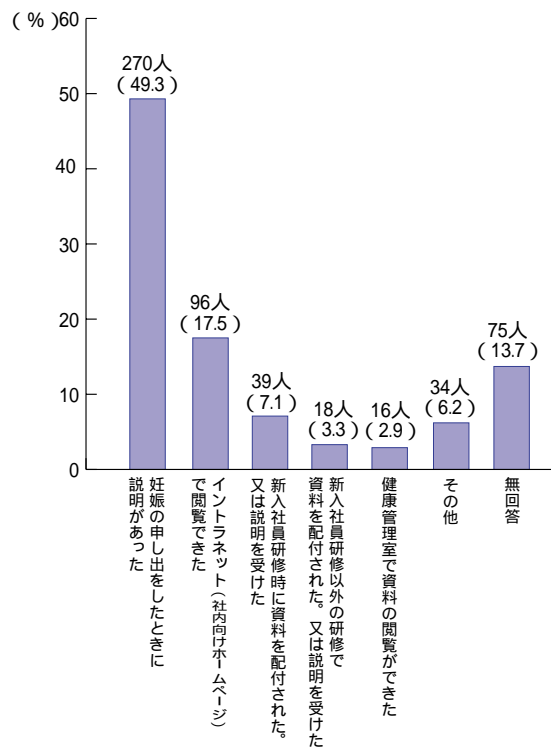
図6 措置の周知



資料出所：(財)女性労働協会「事業所における妊産婦の健康管理体制に関する実態調査(事業所調査)」(平成18年度 厚生労働省委託事業)

女性労働者が情報を得る方法で最も有効だったと思われる方法は、「妊娠の申し出をしたときに説明があった」49.3%となっています。(図7)

図7 妊娠・出産に関する情報取得の有効な手段



(注) 回答者は女性労働者のうち、妊娠・出産時に勤務していた会社で「通院休暇」「通勤緩和」「休憩」「症状等に対応する措置」のいずれか一つでも「規定されていた」とする548人。

資料出所：(財)女性労働協会「事業所における妊産婦の健康管理体制に関する実態調査(女性労働者調査)」
(平成18年度 厚生労働省委託事業)

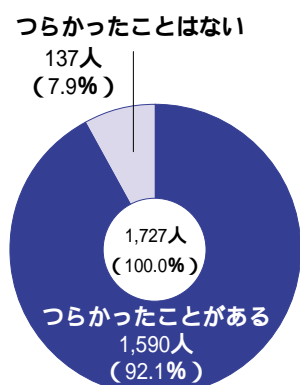
3. 女性労働者の妊娠中又は産後の健康状況

(1) 身体上つらかったこと(複数回答)

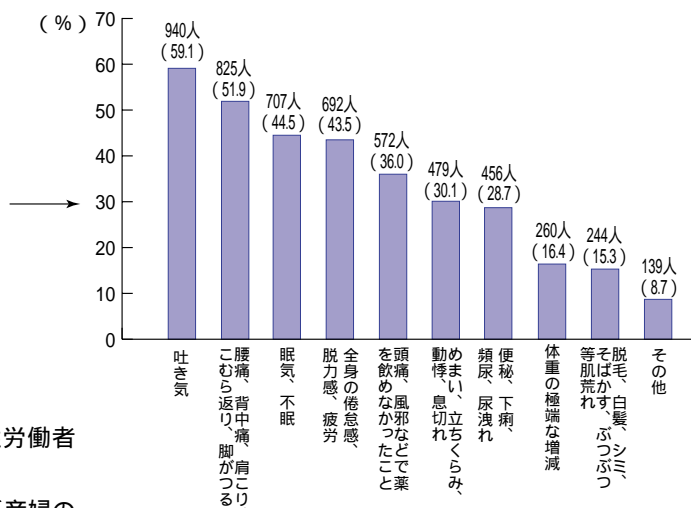
妊娠中又は産後に「身体上つらかったことがある」者は92.1%で、その内容は「吐き気」59.1%、「腰痛・背中痛・肩こり・こむら返り・脚がつる」51.9%、「眠気・不眠」44.5%、「全身の倦怠感・脱力感・疲労」43.5%となっています。(図8)

図8 身体上つらかったこと

(1) つらかったことの有無



(2) つらかったことの内容(複数回答)



(注) 回答者は、妊娠、出産時に勤務していた女性労働者1,727人(以下(2)(3)について同じ)

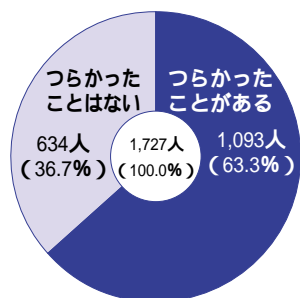
資料出所：(財)女性労働協会「事業所における妊産婦の健康管理体制に関する実態調査(女性労働者調査)」(平成18年度 厚生労働省委託事業)

(2) 仕事上つらかったこと(複数回答)

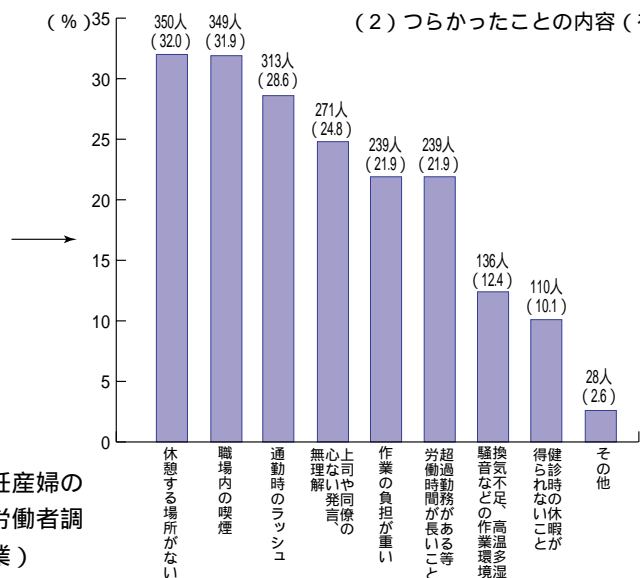
妊娠中又は産後に「仕事上つらかったことがある」者は63.3%で、その内容は「休憩する場所がない」32.0%、「職場内の喫煙」が31.9%、「通勤時のラッシュ」28.6%となっています。(図9)

図9 仕事上つらかったこと

(1) つらかったことの有無



(2) つらかったことの内容(複数回答)



資料出所：(財)女性労働協会「事業所における妊産婦の健康管理体制に関する実態調査(女性労働者調査)」(平成18年度 厚生労働省委託事業)

(3) 妊娠中又は産後の症状

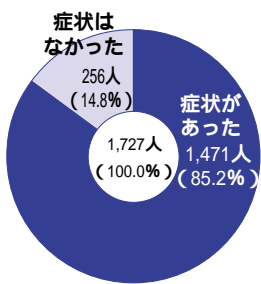
妊娠中又は産後に何らかの「症状があった」者は85.2%で、その内容は妊娠中では、「つわり」66.8%「妊婦貧血」が40.1%、「妊娠浮腫」34.7%となっています。

産後では、「乳腺炎」11.0%、「マタニティブルー」9.0%、「産後の回復不全」4.4%となっています。

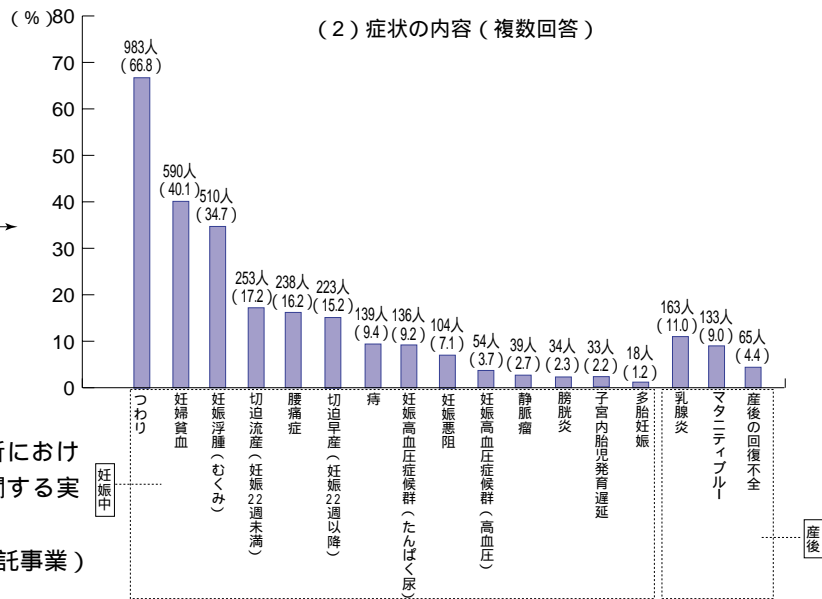
(図10)

図10 妊娠中又は産後の症状

(1) 症状の有無



(2) 症状の内容 (複数回答)



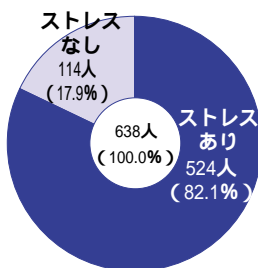
資料出所：(財)女性労働協会「事業所における妊産婦の健康管理体制に関する実態調査(女性労働者調査)」(平成18年度 厚生労働省委託事業)

(4) 妊娠期のストレス

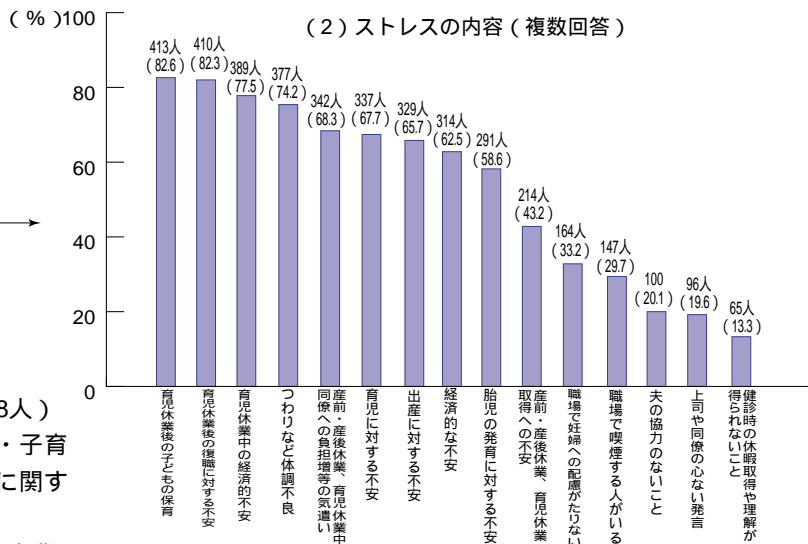
妊娠に関連して「ストレスがある」者は82.1%で、ストレスの理由は、「育児休業後の子どもの保育」「育児休業後の復職に対する不安」がそれぞれ82.6%、82.3%、「育児休業中の経済的不安」77.5%、「つわりなど体調不安」74.2%、「産前・産後休業、育児休業中、同僚への負担増等の気遣い」68.3%となっています。(図11)

図11 妊娠期のストレス

(1) ストレスの有無



(2) ストレスの内容 (複数回答)



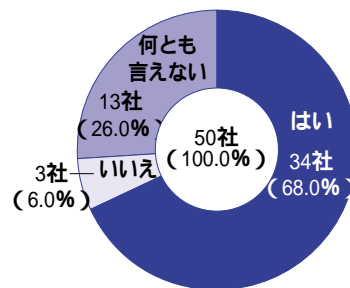
(注) 回答者は、妊娠中の女性労働者(638人)
資料出所：(財)女性労働協会「妊娠期・子育て期の女性労働者のストレスに関する調査報告書」(平成17年度 厚生労働省委託事業)

4. 母性健康管理指導事項連絡カード（以下「母健連絡カード」という）の有効性

事業所の68.0%は、「母健連絡カード」は措置を実施するのに役だったとしています。（図12）

一方、「母健連絡カード」を利用した女性労働者は、75.7%が「母健連絡カードで連絡されたとおりの対応だった」となっています。（図13）

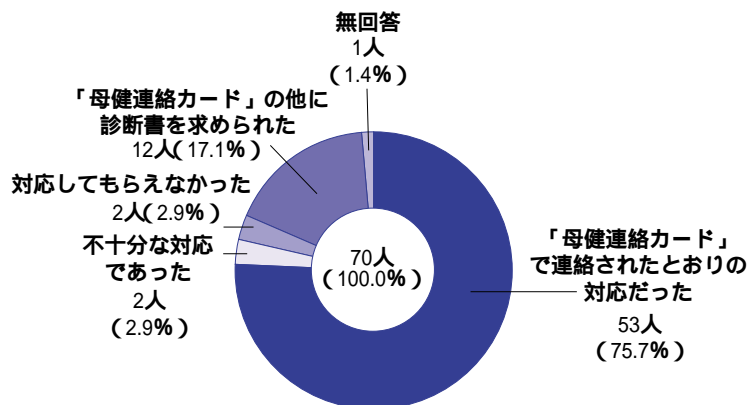
図12 「母健連絡カード」は役に立ったか



（注）回答社は過去5年間に「母健連絡カード」の提出を受けた事業所（50社）

資料出所：（財）女性労働協会「事業所における妊産婦の健康管理体制に関する実態調査（事業所調査）」
（平成18年度 厚生労働省委託事業）

図13 会社の対応



（注）回答者は、医師等から「母健連絡カード」の発行があった女性労働者（70人）

資料出所：（財）女性労働協会「事業所における妊産婦の健康管理体制に関する実態調査（女性労働者調査）」
（平成18年度 厚生労働省委託事業）